

はにゅうりょうしまじゅうりょうようようはいすいろ

羽生領島中領用排水路

土地改良区だより

平成22年7月発行

第 9 号

編集・発行 羽生領島中領用排水路土地改良区 総務課
所在地

本所

〒348-0027

埼玉県羽生市大字上羽生462番地

TEL 048-561-3791 FAX 048-563-3218

<http://www.geocities.jp/hanyuryo2005/index.html>

E-mail:hanyuryo@bz01.plala.or.jp



宮前堰（土地改良施設維持管理適正化事業）
羽生市大字喜右エ門新田地内

【おもな内容】

- 通常総代会開会挨拶
- 平成22年度収入支出予算のあらまし
- 平成22年度事業のあらまし
- 平成22年度賦課金等について
- 平成21年度事業の実施状況
- 財務状況の公表
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合について
- お知らせ

平成21年度通常総代会が開催される

開 会 挨拶

羽生領島中領用排水路土地改良区

理事長 野中英二



平成21年度通常総代会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、役員、総代の皆様には、大変お忙しい中、多数のご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、本土地改良区の運営にあたりまして、特段のご高配、ご支援を賜わり重ねて厚くお礼を申し上げます次第でございます。さらに本日は、埼玉県より農林部副部長の星様、加須農林振興センター船田所長様、並びに独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所山本所長様の多数のご来賓を賜わり、心よりお礼申し上げます次第でございます。さて、近年、世界の食料自給は急速に悪化の傾向を強めています。これは、主に中国やインドなどの新興国の経済成長に伴う消費量の増加やバイオ燃料生産の急増に伴う消費や転作の増加、発展途上国での人口の急増による食料消費の増大、さらには地球温暖化や砂漠化に伴う食料生産量の低下などで食料供給のための悪条件が多数発生している事によるものと言われております。従って、今までのように「食料はお金さえ払えば世界各国から自由にいくらでも入手できる」時代は終わりつつあると思われまます。世界的な食料需給を考えた時、我が国の農業は、耕作放棄や生産調整を行っている状況ではなく、国内で生産できる生産量の拡大を図り、食料自給率の向上を目指して、今後の食料危機に備えるときではないかと思ひます。

今、我が国の食料自給率は、約40%前後のレベルで推移しておりますが、農村での過疎化、高齢化後継者不足などが急速に進行し、全国で約40万ヘクタールの農地が、耕作放棄地化されています。我が国は、本来、豊かな水と温暖な気候に恵まれた世界でも有数な農業に適した風土にあります。それにもかかわらず農業は衰退の一途を辿っておりまして、農家戸数は、1960年（昭和35年）約600万戸から2005年（平成17年）の285万戸へと半減し、農地面積においても1960年の607万ヘクタールから2005年の469万ヘクタールへと約20%も減少しております。しかし、我が国は、経済効率のみを重視し、食料輸入への依存を強めております。また、農業の営みは、食料生産以外に国土の保全、水資源の涵養、気候の緩和、生態系の保全、地域文化

の伝承など、経済効率のみでは評価できない多くの多面的機能が認識されており、農業は国民にとって掛け替えのない大切なものと言えます。そのような中で、昨年来から政権交代により変わりつつあります政治の変革は、「コンクリートから人へ」という方針のもとに農業の予算、特に農業農村整備事業（土地改良事業）の大幅な削減が予定されており、大変厳しい状況となっているところであります。しかし、何と云っても農業農村整備事業（土地改良事業）は農業の基本であると思ひておりまして、限られた予算の中で創意工夫をした対応も必要なのではないかと考えております。また、地方におきましても平成の大合併に伴いまして、管内の市町も昨日、合併手続きが完了し、管内3市2町から4市へと大きく変わる中で、今後とも新たな4市と連携を取りながら施設の適正な管理を進めて参りたいと思ひております。これらの事を鑑み土地改良区としても農家、農民のために全知全能を結集して改良区運営にあたって参りたいと考えておりますので、皆様方のご支援を賜れば大変ありがたいと思ひております。

続きまして、本日の総代会の概要についてご説明申し上げます。大利根町地内の三尺北側用水路は、国営利根中央用水事業から除かれ受益の皆様は、用水供給等で大変ご苦労をお掛けいたしました。平成17年度に新規事業の新農業水利システム保全対策事業として採択となり、国の補助率50%、期間5カ年継続事業として、地域住民の特段のご理解、ご協力を賜わりまして水路改修工事を実施してきたところでございます。工事は、水路延長約2,070メートル総事業費1億6百万円を掛けまして、本年度完成いたしますことをご報告申し上げます。

本日、ご審議頂きます各議案につきましては、理事会において慎重に審議をいたし、満場一致によって承認可決されたものでございます。

また、総代各位には、数日前に議案書の配布いたしまして、充分お目通しを頂いたものと思ひますので、何卒速やかにご審議を頂き、全議案、可決賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日上程いたしました主な議案について概要をご説明申し上げます。はじめに、承認事項としまして、平成22年度一般会計並びに三特別会計の決算に関する事項及び平成21年度補正予算の承認については、規約37条により求めるものであります。この決算並びに専決処分につきましては、厳正なる監査を受け、いずれも承認が得られ

ておりますので、ご報告申し上げます。

次に、定款及び役員選挙規程の一部改正につきましては、選挙区及び役員・総定数の改正を行うものです。この改正は、指導機関であります農林水産省関東農政局による土地改良区検査の中で、選挙区の一入区は望ましくないとの指摘を受けましたので、選挙区を隣接する地区と統合するものです。併せて、一級河川排水区域により受益面積が減少した選挙区の定数を改正いたします。また、今後の土地改良区の運営にあたり、市町村等の合併に伴い、組合員以外から幅広く意見を徴することの必要性から学識経験者等を本土地改良区の役員に迎えるため、員外理事制度について導入をする改正であります。何分ご理解を賜われますようお願い申し上げます。

規約の一部改正につきましては、一般会計の予算執行上において、不足を生じたときは、基本財産からその必要に応じたつなぎ資金を一時運用することができるよう改正するものでございます。また、維持管理積立金特別会計規程の設定につきましては、平成14年の合併設立の当時から特別会計として取扱いを行ってまいりましたが、その運用方法が整備されずにきましたので、管理運用に関する規程を制定するものです。

本年度、調査費を計上し調査を進めて参りました、栗橋町地内の受益を受けてない土地の現地調査が完了いたしました。その結果、受益地から田・畑併せて約35ヘクタールを平成22年度より地区から除外を行うものであります。

次に、平成22年度の賦課金であります。特に厳しい農業情勢が続く中、政府の方策のひとつとして、戸別所得補償モデル対策が4月からスタートいたします。この支援対策事業によりまして、農家に元気が戻ることを期待している次第であります。今後も出来る限り、農家負担の軽減を考えていかなければならない。そのためには、賦課金は現状のままで前年度据置き、10アール当たり羽生領地区 田4,300円・畑2,150円、島中領地区 田・畑共に5,000円といたしました。また、羽生領地区が対象になります用排水使用料は、賦課金と関連していることから前年度と同額の10アール当たり3,500円といたしました。また、地区除外決済金であります。維持管理事業費の算定基準から前年度と同額 羽生領地区1㎡当たり 田236円・畑118円、島中領地区 田・畑111円といたしました。

次に平成22年度一般会計収入支出予算案の概要について申し上げます。主要の財源であります賦課金収入が、

年々受益地等の見直しから減収している現状であります。そのため、支出の中の各科目にわたり見直しを行う一方、より一層の経費節減の取り組みを図る事とし、4億4千2百22万円前年度当初予算と比べまして、1,400万円減額となる極めて厳しい予算を編成し、更なる努力を行う所存であります。

また、維持管理事業に支障を期たすことのないよう農地転用特別会計から2千万円を繰入れし、組合員サービスの確保を行っております。

次に、本年度実施を予定しております主な事業について申し上げます。県費単独土地改良事業は、大利根町地内の沼田落排水路改良工事・堤根落排水路改良工事を昨年度からの継続事業として二地区を予定しておりますが、県の補助金採択枠が引続き厳しい中、要望どおり二地区が採択頂けるか難しいところではありますが、これからも強く要望を続けていく所存でございます。また、維持管理適正化事業として、羽生市地内の早生田堀堰の適切な施設管理を行うため、堰板をスルースゲートへ改築するほか、大利根町地内の阿佐間揚水機場、琴寄揚水機場の両機場においてポンプ能力が低下いたしておりますので、今回、ポンプ交換を予定しているところであります。

そのほか、国費100%の補助事業であります農業用水水源保全対策事業は、羽生市内の小学生を対象として、ダム等へ水源地域の視察、「水の大切な働きについて」子供達に理解を深めるため研修会を計画しております。

また、組合員のご期待に応えるよう、いろいろな観点からサービス低下を起さない事業編成を行っております。

このほか、ご案内申し上げました上程議案につきましてもご審議いただき、可決賜われますよう重ねてお願い申し上げ、私のご挨拶といたします。



平成22年度収入支出予算のあらまし

一 般 会 計

単位：千円

収 入			支 出		
科 目	予 算 額	予算額に占める割合	科 目	予 算 額	予算額に占める割合
1. 組 合 費	193,140	43.7%	1. 事 務 費	94,826	21.4%
2. 財 産 収 入	3,857	0.9%	2. 選 挙 費	1,690	0.4%
3. 使用料及び手数料	23,340	5.3%	3. 事 務 所 費	1,430	0.3%
4. 補助金及び交付金	21,271	4.8%	4. 事 業 費	241,492	54.6%
5. 受 託 費	8,567	1.9%	5. 諸 費	31,199	7.1%
6. 寄 付 金	1	0.0%	6. 借入金償還金	26,880	6.1%
7. 雑 収 入	16,305	3.7%	7. 諸 支 出 金	28,338	6.4%
8. 借 入 金	1	0.0%	8. 繰 出 金	3,658	0.8%
9. 繰 越 金	50,000	11.3%	9. 諸帳簿整理費	20	0.0%
10. 繰 入 金	20,000	4.5%	10. 予 備 費	12,682	2.9%
11. 負 担 金	105,733	23.9%			
収 入 合 計	442,215	100%	支 出 合 計	442,215	100%

平成22年度事業のあらまし

平成22年度は、次の事業を実施する予定です。

1. 県費単独土地改良事業

施 設 名	施 工 か 所	事 業 内 容
沼田落排水路	加須市外記新田地内	鉄筋コンクリート柵渠工
堤根落排水路	加須市新川通地内	〃

2. 土地改良施設維持管理適正化事業

施 設 名	施 工 か 所	事 業 内 容
早生田堀堰	羽生市大字中岩瀬地内	堰の補修
阿佐間揚水機場	加須市阿佐間地内	着脱式水中モーターポンプの オーバーホール他
琴寄揚水機場	加須市琴寄地内	〃

3. 農業用水水源地域保全対策事業(ソフト事業)

私たちの生活に水は大変重要であり、なくてはならないものです。農産物の生産や飲み水など多種多様にわたり水によって支えられています。このようなことから、水源地の森が元気であって初めて安全・安心な良質の水の恩恵を受けることができます。

また、森を育てる活動や、森林の大切さを下流地域の農業者、地域住民、小学生等に幅広く知っていただくため、農業用水水源地域保全対策事業により、パンフレット、啓発グッズを作成し、イベントや水源地視察等において配布し普及促進活動を行っております。

(平成22年度は、羽生市内の小中学生を対象に水源地の視察を予定しています)

平成22年度賦課金等について

1. 賦課金

【羽生領地区】

○賦課金は、平成22年1月1日現在の耕作者又は所有者に賦課されます。

地 区	賦課金(1㎡当たり)	期 別	納 期 限
羽 生 市 加 須 市 久 喜 市	田 4.30円 畑 2.15円	上 半 期	平成22年 8月 2日
		下 半 期	平成22年11月30日

【島中領地区】

○賦課金は、平成22年1月1日現在の耕作者又は所有者に賦課されます。

地 区	賦課金(1㎡当たり)	期 別	納 期 限
久 喜 市 幸 手 市	田・畑 5円	上 半 期	平成22年 8月 2日
		下 半 期	平成22年11月30日

2. 宅地等排水負担金

【羽生領地区】

地 区	負担金(1㎡当たり)	納 期 限
羽 生 市 加 須 市 久 喜 市	宅 地 2.15円 その他 0.86円	平成22年8月2日

3. 陸田等用排水使用料金 (1㎡当たり)

【羽生領地区】

○陸田等用排水使用料は、田として賦課されていない土地に水稻を耕作した場合、次の区分により徴収いたします。

- (1) 用排水使用料 (用水路又は排水路から取水するもの) ……………3.50円
- (2) 用排水使用料 (井戸から取水するもの) ……………1.20円
- (3) 併 用 (用水路と井戸から併せて取水するもの) ……………2.35円

4. 地区除外決済金

○農地転用をする時の地区除外決済金は、次のとおりです。

【羽生領地区】 (1㎡当たり)

地 目	田	畑
金 額	236円	118円

【島中領地区】 (1㎡当たり)

地 目	田・畑
金 額	111円

☆公共事業(道路・施設等)の用地として買収されたときも、地区除外決済金の納付が発生します。
事業主体(買収者)と十分な話し合いをされて、後日問題の残らないようにお願いします。

5. 目的外排水負担金

【羽生領地区】

○工場・営業排水放流をするときの目的外排水負担金は、次のとおりです。
(1㎡当たり)

金 額	2.86円
-----	-------

平成21年度事業の実施状況

平成21年度に、国及び県等の補助金を受けて行った事業は次のとおりです。

1. 新農業水利システム保全対策事業

ア) 管理省力化施設整備事業

施設名	事業費(円)	事業量	施工場所
三尺北側用水路改修工事	7,885,500	190m	加須市琴寄地内

2. 県費単独土地改良事業

施設名	事業費(円)	事業量	施工場所
堤根落排水路改良工事	30,229,500	377m	加須市旗井・外記新田地内
沼田落排水路改良工事	35,133,000	627m	加須市外記新田地内
計	65,362,500		

3. 土地改良施設維持管理適正化事業

施設名	事業費(円)	事業量	施工場所
間口揚水機場補修工事	3,003,000	揚水機1式	加須市間口地内
宮前堰補修工事	3,444,000	ゲート補修他1式	羽生市大字喜右エ門新田地内
計	6,447,000		

4. 維持管理事業

水路浚渫工事、水路雑草藻刈工事、水路修繕工事等を実施しました。

(羽生領地区)

工事名	施設名	件数	事業費(円)
水路浚渫工事	岩瀬落排水路他	42	2,742,400
水路雑草藻刈工事	四ヶ村用水路他	117	41,972,177
水路修繕工事	豊野用水路他	20	16,633,300
樋管堰枠工事	樋遣川堰他	4	3,562,900
小計	計	183	64,910,777

(島中領地区)

工事名	施設名	件数	事業費(円)
水路浚渫工事	支線1号用水路他	8	498,000
水路雑草藻刈工事	小用5号用水路他	14	1,921,893
水路修繕工事	幹線1号用水路他	10	2,148,065
揚水機場等施設維持費	間鎌揚水機場他	25	1,021,125
小計	計	57	5,589,083

※羽生領地区、島中領地区を合計して240件 事業費合計70,499,860円となります。

平成21年度事業の完成写真

新農業水利システム保全対策事業
(工事前)



三尺北側用水路改修工事(加須市琴寄地内)
(工事後)



県費単独土地改良事業
(工事前)



堤根落排水路改良工事(加須市旗井・外記新田地内)
(工事後)



県費単独土地改良事業
(工事前)



沼田落排水路改良工事(加須市外記新田地内)
(工事後)



財務状況の公表

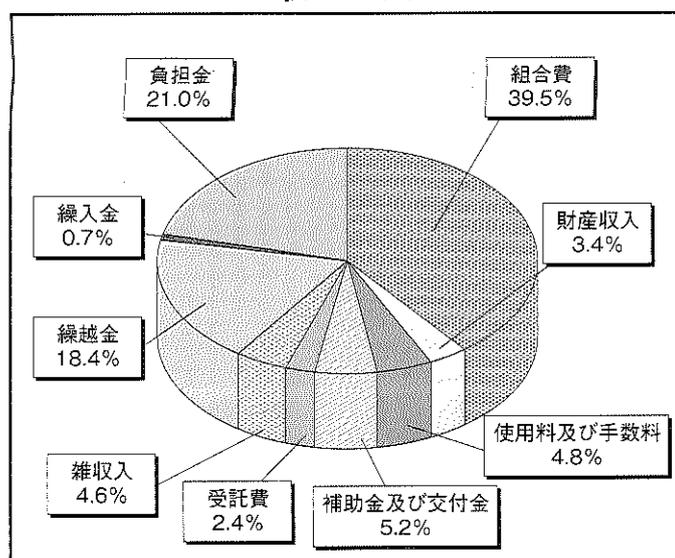
平成20年度一般会計及び特別会計の決算を公表します。

平成20年度一般会計

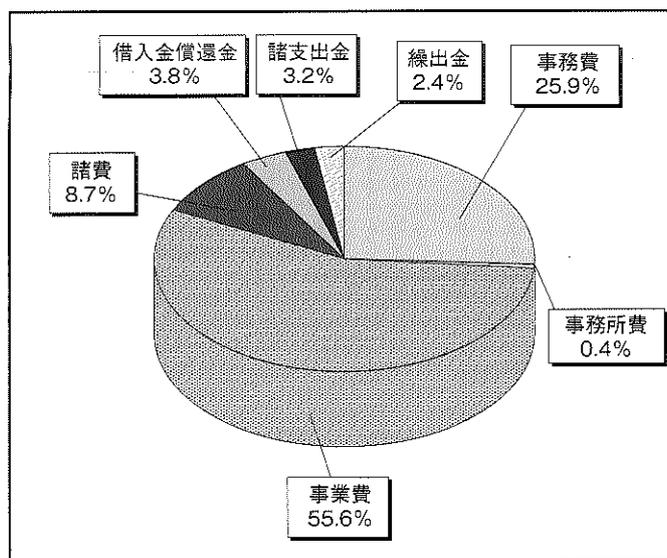
収 入		支 出	
1. 組 合 費	190,919,209円	1. 事 務 費	103,735,586円
2. 財 産 収 入	16,461,326円	2. 選 挙 費	0円
3. 使用料及び手数料	23,205,375円	3. 事 務 所 費	1,763,853円
4. 補助金及び交付金	25,174,000円	4. 事 業 費	222,575,537円
5. 受 託 費	11,697,000円	5. 諸 費	34,787,066円
6. 寄 付 金	5,000円	6. 借入金償還金	15,287,361円
7. 雑 収 入	22,074,395円	7. 諸 支 出 金	12,655,015円
8. 借 入 金	0円	8. 繰 出 金	9,767,778円
9. 繰 越 金	88,824,412円	9. 諸帳簿整理費	0円
10. 繰 入 金	3,190,000円	10. 予 備 費	0円
11. 負 担 金	101,898,646円		
収 入 合 計	483,449,363円	支 出 合 計	400,572,196円

収入支出差引残金 82,877,167円 翌年度へ繰越

収 入



支 出



平成20年度 特別会計

会 計 名	収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
職員退職手当	255,854,196円	2,997,000円	252,857,196円
農地転用(羽生領地区)	2,462,504,678円	17,027円	2,462,487,651円
農地転用(島中領地区)	56,263,204円	3,190,000円	53,073,204円
維持管理積立金	16,189,238円	0円	16,189,238円

● お 願 い ●

1. 水管理について ●

利根大堰から取水している水量については、許可水利権のため総量規制、期別水量が決められており、それ以上の取水ができませんので、ムダに排水路に流さないようご協力をお願いいたします。

用水は貴重な資源ですのでお互いゆずりあって有効に利用いたしましょう。また、各分水口の調整をこまめに行い、掛け流しをしないようにして下流区域に流すようお願いいたします。

2. 施設の破損等について ●

最近、自動車、農機具等の接触により土地改良施設（フェンス等）の破損が多くなっております。また、最近、盗難が相次ぎ施設のミニセットゲート（分水口ゲート）の本体、グレーチング等が盗まれ水配・安全面に影響がでました。現場を目撃した場合は、速やかに当土地改良区又は最寄りの警察署に通報をお願いいたします。



3. 水路の安全について【水難事故から大切な《いのち》を守りましょう】 ●

かんがい期間中は水の水位が上がっており、危険ですので川の近くで遊んでいる小さな子供たちを見かけましたら一声かけ、注意をお願いいたします。

※境界確認申請について

当土地改良区の管理施設と接している土地との境界が不明な場合、境界確認申請をしてください。
なお、申請用紙は当土地改良区に用意してあります。

● お 知 ら せ ●

総代・役員選挙が実施されます

当土地改良区総代の任期が、平成22年8月24日で満了となり土地改良法並びに定款などの規定により平成22年7月22日から8月23日までの間に選挙が行われます。

総代の職務は、組合員皆様の意思を反映させる総代会に出席し、土地改良区の意思決定をする機関です。

立候補できる方は、組合員で年齢25年以上の方、かつ、成年被後見人、被保佐人及び禁固以上の刑に処せられて執行中でない方です。

なお、投票のできる人は選挙人名簿に登載されている人です。

また、役員（理事・監事）の任期は、平成22年9月9日で満了となり、選任された総代により8月末開催予定の臨時総代会で選任されます。

理事は、業務の執行機関で、事業の推進、広報など重要な仕事にあたります。

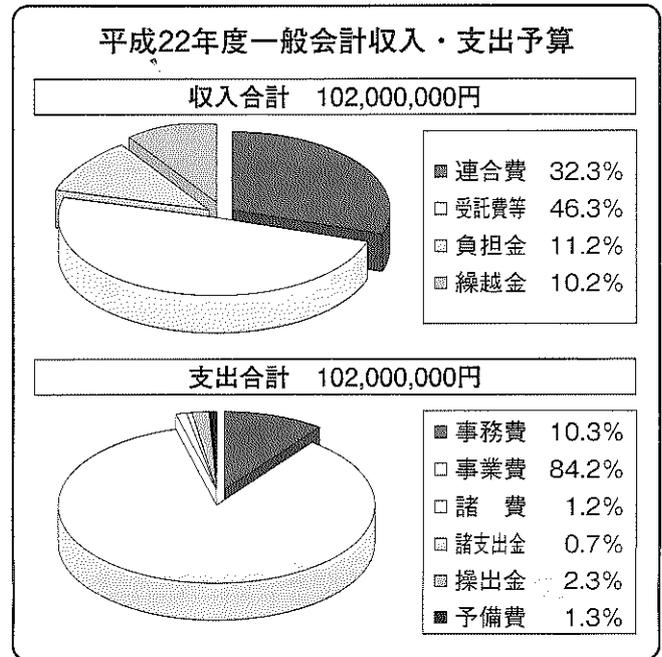
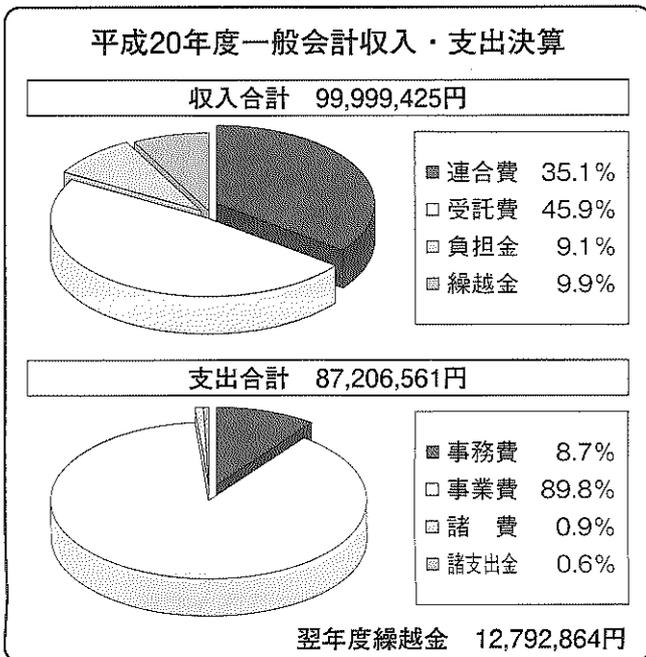
監事は、業務執行、財産及び会計経理の状況を監査し、理事会・総代会に報告し、土地改良区を円滑かつ適正に運営します。

葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

本土地改良区連合は、利根中央事業で整備された地域の農業用水を一元的に管理することによって、公平な水配分と安定した用水の供給を図るため、葛西用水路土地改良区と羽生領島中領用排水路土地改良区が合併するまでの過渡的な形態として、平成15年5月に設立されてから、8年目を迎えております。

平成21年度の全地域のかんがいに使用した用水の総取水量は、3億6千7百万トンで許可水利権総量の91%と、非常に効率的な水運用ができております。水源地である利根川上流域のダム群の貯水量も平成22年4月中旬時点では、平年値を上廻る比較的安定した状況で推移しております。用水は、大切に使用し、節水にご協力をお願い致します。今後も地域全体の用水が安定的に供給出来るよう合理的な管理調整に努めてまいります。

《平成22年2月23日(火)に通常総会が開催され、次のとおり決定されました》

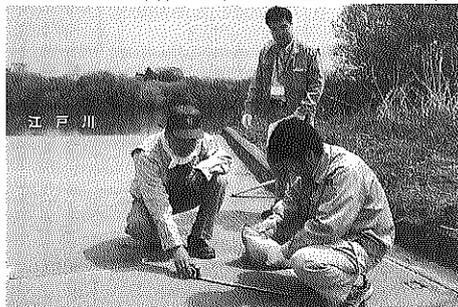


◇平成22年度所属土地改良区の連合費賦課額

所属土地改良区	賦課額
葛西用水路土地改良区	20,217,000円
羽生領島中領用排水路土地改良区	12,763,000円
連合費 総賦課額	32,980,000円

◇◇◇◇管内の管理状況◇◇◇◇

金野井揚水機場 導水路
(春日部市西金野井地内)



○堆砂調査

島中領幹線用水路
(加須市外野地内)



○流量観測作業

◇◇◇◇◇これまでで紹介した水利施設◇◇◇◇◇

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ①利根中央総合管理所 監視室 (平成17年度) | ④埼玉用水路及び葛西用水路 (平成20年度) |
| ②金野井揚水機場 (平成18年度) | ⑤南方用水路及び円筒分水工 (平成21年度) |
| ③二郷半領揚水機場 (平成19年度) | |

【こんな時は必ず届け出をお願いします】

組合員資格得喪通知

組合員の資格等の変更があった場合

1. 組合員が死亡（相続）されたとき
2. 土地の所有権・耕作者の移動があったとき
3. 住所の変更が生じたとき
4. 農業者年金等による組合員に交替があったとき

組合員資格得喪通知

羽生領島中瀬用排水路土地改良区理事長 様

土地改良法第43条第1項により通知します

資格の取得 (取得理由)	1. 農地法第3条(所有権移転、使用貸付権、使用収益権、賃借権)	取得組合員	住所	
	2. 農地法第20条(合意継承)		氏名	〇
	3. 農用地利用増進法(利用権)		生年月日	明治、大正、昭和、平成 年 月 日生
	4. 前3項以外の所有権移転(売買、贈与、贈与、交換)	喪失組合員	住所	
	5. その他()		氏名	〇
			生年月日	明治、大正、昭和、平成 年 月 日生

陸田耕作面積等の申告について(羽生領地区)

陸田耕作面積の異動があった場合

1. 新たに陸田耕作を始めるとき
2. 耕作地を休耕したとき又は、耕作面積を増減したとき
3. 貸借関係に移動があったとき
4. 取水方法(用排水路・井戸)を変更したとき
5. 耕作者の住所・氏名を変更したとき

陸田耕作面積等の申告について

羽生領島中瀬用排水路土地改良区理事長 野中英二 様

平成 年 月 日

申請人 住所
氏名 〇

平成 年度分の用排水使用料に伴う陸田耕作を、下記のとおり申請いたします。

記

所在地		地目	耕作面積(㎡)	耕作状況	取水使用区分	備考
市町	大字小字地番					

※陸田耕作面積の異動については、自己申告制になっておりますので、上記のようなときは必ず異動申告書の提出をお願いします。

※陸田申告書の届出がない場合は、前年度(平成21年度)の耕作面積の取扱いとなりますのでご了承下さい。

※提出期限 平成22年3月30日

地区除外申請書及び農地転用等の通知書(調整区域・市街化区域)

農地を農地以外に転用するとき

1. 農地を宅地等へ転用するとき

地区除外申請書

羽生領島中瀬用排水路土地改良区理事長 野中英二 様

平成 年 月 日通知に係る土地について平成 年 月 日以降これを転用するので、土地改良区の地区から除外されたく申請する。

農地転用等の通知書

羽生領島中瀬用排水路土地改良区理事長 野中英二 様

申請人住所	〇
申請人住所	〇

※市街化区域内における農地の転用は、地区除外申請書のみの届出をお願い致します。

農地の一時転用等の通知書

農地を改良するとき

1. 土盛りをするとき
2. 田から畑に地目を変更するとき
3. 資材置場等に一時使用するとき

農地の一時転用等の通知書

羽生領島中瀬用排水路土地改良区理事長 野中英二 様

この年度別の土地について、農地法第 条 第 号の規定による(陸田の申請)にあたり、地区除外等処理規程に基づき、お知らせいたします。

1. 土地

地目	面積(㎡)	用途	期間	備考

2. 公開、案内図、現況写真、埋立の計画図

農地法第4条第1項第5号第1項申請書又は届出書の写

署名

各届出用紙は、土地改良区事務所にて備えてあります。なお、ホームページからも引き出せます。

担 当 給 務 課

【口座振替について】

■土地改良区費、陸田等用排水使用料、宅地等の排水負担金、目的外排水負担金、施設使用料の納付は、便利な口座振替をご利用下さい。

なお、口座・納付者等に変更が生じたときは、お届けいただいている口座から引き落としが出来ませんので、早めに変更の手続きをお願いします。

担当：総務課

★口座振替のできる金融機関

- | | | | |
|------------|------|-----------------|------|
| 1. 埼玉りそな銀行 | 本・支店 | 7. 埼玉縣信用金庫 | 本・支店 |
| 2. りそな銀行 | 本・支店 | 8. 中央労働金庫 | 本・支店 |
| 3. 足利銀行 | 本・支店 | 9. ほくさい農業協同組合 | 各支店 |
| 4. 武蔵野銀行 | 本・支店 | 10. 埼玉みずほ農業協同組合 | 本・支店 |
| 5. 群馬銀行 | 本・支店 | 11. ゆうちよ銀行 | |
| 6. 東和銀行 | 本・支店 | | |

水路にゴミを捨てないようにご協力ください!!



ゴミ処理の費用（概算費用2,035千円）は組合員が納付する賦課金によって賄われております。

お互いに水路にゴミを流さないように気をつけましょう。

《表紙写真》

土地改良施設維持管理適正化事業により補修工事を実施した管理施設です。

上村上ノ落排水路に設置されており、かんがい用水の取水時期には、この堰を利用して用水を取水しています。